

船橋市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成16年度包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成24年7月17日

船橋市監査委員 高地章記
 同 増田尚功
 同 齋藤忠
 同 中村静雄

監査対象機関		下水道総務課	結果措置報告年月日	平成24年6月6日
ページ	項目	区分	事項	措置状況
46	4-(1)	監査結果	貸付金について、規則に従った徴収が行われていない	平成21年度に貸付金管理システムの改修（延滞金計算システム）を行い、平成22年2月より規則に沿った徴収を実施している。

監査対象機関		下水道施設課	結果措置報告年月日	平成24年6月8日
ページ	項目	区分	事項	措置状況
68	8-(2)-②	監査結果	西浦下水処理場付帯設備の台帳若しくは補助簿が整備されていない	平成18年度整備済
68	8-(2)-③	監査結果	西浦下水処理場・ポンプ場の設備台帳が整備されていない	平成18年度整備済

6 8	8 - (2) - ④	監査 結果	西浦下水処理場・ポンプ場の工作物台帳 が整備されていない	平成18年度整備済
6 8	8 - (2) - ②	監査 結果	高瀬下水処理場付帯設備の台帳若しくは 補助簿が整備されていない	平成18年度整備済
6 8	8 - (2) - ③	監査 結果	高瀬下水処理場・ポンプ場の設備台帳が 整備されていない	平成18年度整備済
6 8	8 - (2) - ④	監査 結果	高瀬下水処理場・ポンプ場の工作物台帳 が整備されていない	平成18年度整備済